

川辺町個人情報保護法施行条例（案）制定の概要

令和4年9月

川辺町総務課

1 改正理由

- デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）により、個人情報保護法制の一元化等が図られ、令和4年4月1日に、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第58号）及び独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）の3本の法律が法に統合されました。
- あわせて、地方公共団体の個人情報保護制度についても、統合後の法において全国的な共通ルールが規定され、令和5年4月1日に施行されます。
- この法改正により、地方公共団体及び地方独立行政法人も法の適用を受けることとなりますので、法の施行にあわせて川辺町個人情報保護法施行条例（新条例）を新規制定するものです。なお、新条例の制定に合わせて、川辺町個人情報保護条例（旧条例）は廃止します。

2 条例制定の考え方

- 個人情報保護法制の一元化により、個人情報の定義や個人情報の取扱い、開示請求などの個人情報保護制度について、法で全国的な共通ルールが規定されたことから、旧条例は廃止するとともに、手数料など条例で規定する必要がある事項や、現行の川辺町における取扱いを継続するために必要な事項であって、条例に規定することが許容されているものについて、新条例で規定することとします。
- 条例の目的が「個人情報保護に関する規定をするもの」から「法の施行に関し必要な事項を定めるもの」に変わるため、個人情報保護に関する規定を定めた旧条例を廃止し、新たに新条例を制定します。

3 条例の改正内容案

（1）趣旨

法の施行に関し必要な事項を定めるという条例の趣旨を規定します。

（2）定義

- 条例における用語の定義は法の定めるところによる旨を規定します。
- 現行条例と同様に、個人情報の保護の責務を有し、個人情報の保護に関し必要な施策を講ずるものとされる町長などの町の機関の定義として、「実施機関」の用語を規定します。

(3) 個人情報取扱事務登録簿の作成

実施機関において個人情報取扱事務登録簿を作成するとの運用を継続するため、現行条例と同じ内容を規定します。

※個人情報取扱事務登録簿とは、個人情報を取り扱う事務について、その名称等を記載したもの。

(4) 不開示情報

開示請求があったときに不開示とする事由について、法では、情報公開条例との整合性を確保するため必要な場合は、条例上規定を置いて同様の取扱いにすることを許容しています。不整合となる可能性がある項目について規定します。

(5) 開示請求に係る手数料

開示請求に係る手数料について、これまでの運用を継続するため、手数料は無料とし、写しの費用を実費負担とすることを規定します。

(6) 審査会

改正個人情報保護法では、地方公共団体が個人情報の適正な取扱いを確保するため、専門的な意見を聴くことが特に必要なときは、合議制の機関に諮問することができるとしています。川辺町では、町の附属機関である「川辺町個人情報保護審査会」をこの機関と位置付け、以下の項目を諮問することができるようにします。

- ① 施行条例の規定を改正し、又は廃止しようとする場合
- ② 保有個人情報の安全管理のために講ずる措置の基準を定めようとする場合
- ③ 町における個人情報の取扱いに関する運用上の細則を定めようとする場合

4 施行期日

令和5年4月1日